

# 親が70歳を過ぎたら 家族信託

空き家対策

認知症対策

口座凍結対策

人生100年時代に頼れる 家族信託とは？

家族信託とは「信頼できる家族などに、財産の管理を託す」ための法律の仕組みです。近年、信託法が改正され、急な事故や病気、認知症などによる療養費や介護費対策、財産承継（相続）、障がいをもつご家族のための財産管理の手法として、注目されるようになりました。民事信託という表現をされることもありますが、一般的には、親子間で用いられることが多いため、「家族信託」という表現が一般的です。

## ① 実家のこと、家族信託を利用すれば…



【例えば】

1. 父親と娘の間で家族信託契約を締結。
2. もし、父親が病気などで自宅を管理できなくなっても、娘が維持管理を代行できます。
3. 将来、療養費や介護費を捻出する必要ができた場合、父親に代わって娘の判断で実家を売却し、売却代金を父親のために有効に使うことができます。

娘に自宅を贈与するわけではないので贈与税はかかりません

## ② お金のこと、家族信託を利用すれば…



【例えば】

1. 母親と息子の間で家族信託契約を締結。
2. もし、母親が病気などで預貯金を管理できなくなっても、息子が託された預貯金を信託専用口座で管理し、必要に応じて入出金できます。
3. 将来、療養費や介護費を支出する必要ができた場合、母親に代わり息子の判断で託された預貯金を母親のために有効に使うことができます。

息子にお金を贈与するわけではないので贈与税はかかりません

## ● 家族信託のできること

**ポイント 1** 将来、意思判断能力が低下・喪失しても、安心できる財産管理

**ポイント 2** 家族ごとに自由な設計が可能

**ポイント 3** 資産の承継先を定める円満な資産承継

## ● 家族信託と成年後見制度（法定後見人）との違い

- ・家族信託は、弁護士や家庭裁判所の干渉は無く、他人を介さず家族だけで家族の資産を管理することができます。
- ・家族信託は、専門職後見人や後見監督人などへの報酬等、継続的に他人へ支払う費用は発生しません。
- ・家族信託は、遺言と同様の機能を持たせることもできます。



## 第43回まちゼミ【人生100年時代の新常識 家族信託とは】

介護・療養などのお金の問題を先送りにしないために家族信託を利用される方が急増！専門家がやさしく解説します。

会 場：岡崎市民会館 中会議室B

開催日時：3月14日(木)14:00～15:30

3月24日(日)14:00～15:30 ※お申込みは裏面を参照ください

## 【お問い合わせ・ご相談】

家族信託相談センター愛知

検索



ホームページ



家族信託相談センター愛知

電話 (0564) 47-8558 FAX (0564) 26-0220 e-mail : info@kazokushintaku-aichi.jp

〒444-0008 愛知県岡崎市洞町字西五位原1-1 定休日：水曜日・祝日 営業時間：9:00～18:00

